

👍 5月は自転車安全利用推進月間です 👍



青谷交番だより 5月

令和7年1月から4月までの間、青谷交番管内で自転車
が関係する交通事故が7件発生しています。
その内1件は、自転車の運転手がケガをされました。



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車の交通ルール
再確認はこちら▶



京都府警察ホームページ

ヘルメット着用を!

- 自転車事故で亡くなられた方の
半数以上が頭部にけがをしています。
 - ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約1.9倍**高くなっています。
- すべての年齢層に対し、
自転車乗車時のヘルメット着用
が努力義務化されています



自転車乗車時のスマホ・酒気帯び運転の罰則強化

(令和6年11月1日から)

○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為（※停車中の操作は対象外）

- 違反者は、**6月以下の懲役**又は**10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合は、**1年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**

○酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供

- 違反者は、**3年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**
自転車提供者は、**3年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**



☎ 城陽警察署
53 - 0110
☎ 青谷交番
53 - 6666

ちかん・盗撮 ZERO

～あなたができることは、ゼロじゃない～

電車内で痴漢等の被害を目撃したら

- 痴漢ヘルプカードを見せる・声をかける
痴漢被害に遭っている人を見かけたら、手を差し伸べてあげてください。
- 被害者に代わって110番通報する
被害者は怖くて犯人の顔等を見れません。
あなたが代わりに犯人の特徴や逃走方向を通報してあげてください。

痴漢ヘルプカードの説明動画▶



自転車の盗難事件発生!

- 令和7年4月、JR山城青谷駅駐輪場で自転車の盗難事件が発生しました。
- 城陽署管内で**12件**（令和7年中）の盗難事件が発生していますが、**9割は無施錠**です。
- 自転車から離れる時には、**2つ以上鍵をかけよう**
必ず鍵をかけましょう。



急いでいる時も
鍵をかけましょう。

